

## 食品の期限表示の改ざん

令和3年9月10日

郡山市保健所生活衛生課

担当：半澤 正幸

TEL：924－2099

令和3年9月9日（木）、消費者から「菓子の期限表示を改ざんして販売している。」という連絡があり、調査を行った結果、賞味期限表示の改ざんを確認したことから、本日、食品表示法第6条第1項に基づき当該食品の販売者に対して、食品の適正な表示の遵守を指示しました。

## 1 違反内容

食品表示法第5条（食品表示基準に従った適正な表示がされていない食品の販売）

## 2 販売者

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (1) 氏名    | 高橋 勇四郎         |
| (2) 施設名称  | たかはし商店         |
| (3) 施設所在地 | 郡山市安積町荒井字萬海8-2 |
| (4) 電話番号  | 024-946-3227   |

## 3 改ざんを確認した内容

印字されている賞味期限をマジックペン等で改ざん

## 4 改ざんを確認した商品

- (1) 即席カップめん（1種類8個）
- (2) スナック菓子（1種類1袋）

## 5 健康被害の状況

調査中

## 6 問い合わせ先

上記2に同じ

## 参考 根拠法令

### 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）

第 5 条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

第 6 条 食品表示基準に定められた第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第 1 項第 2 号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。